

特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES

研究員の選考等の基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、組織運営規程第8条に定める専任研究員及び非常勤研究員の選考基準に必要な事項を定める。

(研究員の資格)

第2条 専任研究員及び非常勤研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者又はこれと同等の知識を有する者であつて、当該研究を遂行する上で必要な高度かつ専門的な知識と能力を有する者とする。

(採用手続)

第3条 研究員の採用に当たっては、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類をもつて行う。

- (1) 履歴書、職務経歴書、業績調書
- (2) 誓約書
- (3) その他必要な書類

(雇用条件)

第4条 非常勤研究員の雇用条件等は、個々に定めるものとする。

(本法人の施設の利用)

第5条 研究員は、必要に応じて、特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES の施設・設備を利用することができる。

(実施細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究員の取扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成27年6月27日から施行する。